

令和4年2月10日

リフト券購入者 各位

弘前市長 櫻田 宏  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、両スキー場を令和4年1月28日（金）から令和4年2月28日（月）まで休止としており、利用者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしております。購入いただいたシーズン券・回数券（1回券・11回券）は、下記に基づいて還付いたしますので、申請手続きや還付までの流れについてよく確認のうえ、還付申請してください。

また、還付申請には回数券の添付が必要です。このため、3月に営業再開となった場合に、回数券を使用したい方は、3月13日以降に還付申請してください。

なお、スキー場の休止期間終了後に購入した回数券は還付の対象外となります。

## 記

### ●シーズン券

シーズン券購入者には、還付手続きに関する書類を2月10日に送付しております。

### ●回数券（1回券・11回券）※残枚数の額面で還付します。

・還付申請には、下記3つの書類が必要となります。

- ①還付申請書（回数券を購入したスキー場の様式を使用してください）
- ②還付方法希望用紙      ③回数券

・還付申請できる回数券は、令和4年1月27日（木）以前に購入したものに限りです。

・回数券を紛失した場合は、還付に応じることができませんのでご了承ください。

（参考）回数券の残枚数と還付額

残枚数	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	6枚	7枚	8枚	9枚	10枚	11枚
還付額	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	
	180	360	540	720	900	1,080	1,260	1,440	1,620	1,800	

※上段：大人、下段：小人・シニア

# 岩木山百沢スキー場・そうまロマンピアスキー場 シーズン券・回数券 の還付手続きの流れ

## <注意事項>

還付申請書の提出はスキー場でできますが、還付金の受け取りは、スキー場ではできません。  
「金融機関口座への振り込み」または「市役所、各支所、出張所での受け取り」となります。

### ●還付申請書提出先

以下の3箇所のいずれかに提出してください。提出方法は郵送または持参となります。

- i) 弘前市役所スポーツ振興課 (郵送または持参)  
住所：〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1
- ii) 岩木山百沢スキー場 (持参のみ)
- iii) そうまロマンピアスキー場 (持参のみ)

### ●還付金の受け取りについて

口座振替の場合	提出いただいた還付方法希望用紙に記載の金融機関口座へ振り込みます。
現金受取の場合	還付申請時に、下記の受け取り希望場所を選択してください。 後日還付通知書を送付しますので、還付通知書・印鑑・身分証を持参のうえ、還付金を受け取りに行ってください。

<還付金受け取り場所> ※平日の9時から15時までの受け取りとなります。

弘前市役所本庁舎 : 弘前市役所会計課 (弘前市役所前川新館1階)

弘前市役所各支所 : 岩木総合支所、相馬総合支所

弘前市役所各出張所 : 東目屋、船沢、高杉、裾野、新和、石川

### ●還付申請の流れ

口座振替の場合	①還付申請書の提出。 (還付方法希望用紙に、振込希望の口座情報を記載) ②後日、還付金額を指定の口座に振り込みします。
現金受取の場合	①還付申請書の提出。 (還付方法希望用紙に、受け取り希望場所を記載) ②後日、還付通知書を送付いたします。 ③還付通知書を受け取ったら、還付通知書・印鑑・身分証を持参のうえ、各受け取り場所にて還付金を受領してください。

